

長 契 第 12 号

平成 23 年 6 月 10 日

関 係 各 位

長崎市契約検査課長 浦郷 淳之介

建設工事に係る発注者別評価点の見直しについて（通知）

時下貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて本市では、平成 23 年 10 月から建設工事に係る発注者別評価点の評価項目を、2 項目追加する予定としております。

つきましては、貴団体の会員の皆様へご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、エコアクション 21 認証・登録に向けての取り組みにつきましては、別紙ご案内のとおり、平成 23 年 7 月 15 日（金）に「メルカつきまち」において、本市環境保全課が説明会を行いますので奮って参加いただきますよう併せてご周知方お願いいたします。

○建設工事に係る発注者別評価点の追加項目

項 目	配 点
エコアクション 21 認証・登録	エコアクション 21 の認証・登録を受けている者に対して 5 点を加点する。
一般事業主行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している者に対して 5 点を加点する。

- (1) 対象者 長崎市内に本店を有する建設工事の有資格業者
- (2) 適用時期 平成 23 年 10 月予定（申請方法、申請受付時期等の詳細につきましては、後日「入札・建設情報」ホームページでお知らせいたします。）
- (3) 問い合わせ先 長崎市理財部契約検査課総務係（〒850-8685 長崎市桜町 2 番 22 号 電話 095-829-1160 FAX 095-829-1129）